

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

捕鯨・ナマコと国際社会：モバイル時代の鯨捕り： カリブ海，ベクウェイ島の事例より

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浜口, 尚 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00000995

第9章 モバイル時代の鯨捕り カリブ海、ベクウェイ島の事例より

浜口 尚

園田学園女子大学短期大学部

本稿においては、カリブ海、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関して、3点の最新情報を報告、考察する。①鯨捕り間の連絡手段としての携帯電話の使用、②国内捕鯨管理規則の制定、③日本の資金協力（草の根無償資金協力）による新鯨類解体処理施設の建設、である。

この3点に関する筆者の見解は、次のとおりである。①通信手段として携帯電話という最新技術が用いられるようになったが、手投げ錨とヤス、あるいはショルダーガンとポンプランスという旧来の捕鯨法には変化がないので、捕獲数は増加していない。②小規模地域捕鯨の管理は現地の鯨捕りたちに任せておけば十分であり、政府による管理規則の制定は国内外に不必要な軋轢を引き起こすだけである。③日本の草の根無償資金協力による新鯨類解体処理施設の建設は安全かつ衛生的な捕鯨の実施に大きく寄与している。

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 3.1 捕鯨許可証の発給 |
| 2. VHF無線から携帯電話へ
—鯨捕り間の連絡方法の変遷 | 3.2 仔鯨および母仔連れ鯨の捕獲禁止 |
| 3. 「先住民生存捕鯨規則 2003」の制定 | 4. 新鯨類解体処理施設の建設 |
| | 5. おわりに |

キーワード：先住民生存捕鯨、ベクウェイ島、携帯電話、国内捕鯨管理規則、草の根無償資金協力

1. はじめに

本稿で取り上げるベクウェイ島 (Bequia) は北緯 13 度、西経 61 度 15 分に位置する面積 18.1 km²、人口 5,800 人 (2002 年推定) の小島で、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国 (St. Vincent and the Grenadines) (以下、「セント・ヴィンセント国」と表記) の一部を構成している。

ここでは 1875/76 年に米国の帆船式捕鯨船より捕鯨技術を習得した島民によってザトウクジラ捕鯨が開始され (Adams 1971: 60)、今日 (2006 年) でもその捕鯨は継続している。同島のザトウクジラ捕鯨は国際捕鯨取締条約附表において「先住民生存捕鯨」(aboriginal subsistence whaling) として承認され、2003 年から 2007 年までの 5 年間に 20 頭 (年間 4 頭) の捕獲枠が与えられている (IWC 2003: 24)。

筆者は 1991 年以来、計 9 回現地調査を実施し¹⁾、ベクウェイ島の捕鯨文化の理解に努めてきた。その間、基本的な捕鯨法などは不変であったが、時代の流れや周囲の環境の変化に応じてベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨も変わらざるを得ない部分もあつ

た。それが鯨捕りたちにとってどういう結果をもたらしてきたのであろうか。以下、①鯨捕り間の連絡手段としての携帯電話の使用、②国内捕鯨管理規則「先住民生存捕鯨規則 2003」の制定、③日本の資金協力（草の根無償資金協力）による新鯨類解体処理施設の建設、の3点を報告、考察する。

2. VHF 無線から携帯電話へ——鯨捕り間の連絡法の変遷

ベクウェイ島の鯨捕りから危機一髪の体験談を聞いたことがある。手投げ鉤を打ち込まれ、鉤綱一本で繋がっている捕鯨ボートを勢いよく引っ張っていたザトウクジラが急に180度方向転換し、捕鯨ボートに向かって来た。怖さのあまり6人の乗組員全員、血の気が引き、顔面蒼白になった。その直後、ザトウクジラの背中でボートが跳ね上げられ、全員が海の中へ転落した。ビニール袋に入れていたVHF無線機のスイッチを入れ、救援を依頼、駆けつけたボートに救助され、事なきを得た。そんな話である。当時はビニール袋入りのVHF無線機が命綱であったのである。

ベクウェイ島あるいはムスティック島（Mustique）の高台で探鯨している見張りから鯨発見の連絡があると、天候などの状況に合わせてどちらかの島の浜辺で待機している8m強の捕鯨ボートに6人の鯨捕りが乗組み、ボートを漕ぎ出し、帆を上げて鯨の追跡を開始する。鯨との距離が3m強までに縮まると、最初の手投げ鉤（一番鉤）を打ち込み、鉤綱一本で鯨と捕鯨ボートが繋がっている状態となる。しばらくの間、海上を鯨に引き回された後、さらに何本かの手投げ鉤を打ち込み、ザトウクジラを弱体化させ、最終的にヤス（あるいはボンブランズ）で仕留める。この基本的な捕鯨法は百数十年間変化していない。

一方、用いられている捕鯨ボートは1960年代初頭には6隻あったが（Price 1985: 414）、筆者が調査を始めた1991年以降は1～3隻で推移し（表1）、陸揚げされたザトウクジラ数は1960年から1979年までの20年間に30頭（年間平均1.5頭）（Price 1985: 419 Table 4）、1991年から2006年までの16年間は16頭であった（年間平均1頭）（表1）。

これに対して、技術的に大きく変わったのが探鯨を行っている見張りから鯨捕りたちへの連絡法である。かつては太陽光を手鏡に反射させて鯨発見の合図が発せられ、1982年以降はVHF無線が用いられるようになった（Price 1985: 414）。2002年、ベクウェイ島に携帯電話会社が進出してきた。しかも3社²⁾がほぼ同時期であった。3社間で競争があるから料金は高くはない。鯨捕りたちも相次いで携帯電話を持つようになった³⁾。

2003年以降、鯨発見の第一報は探鯨中の見張りから携帯電話で鯨捕りたちのリーダーである鉤手に入るようになった。その後、鉤手から他の鯨捕りたちに携帯電話で

表1 ギトウクジラ捕獲数および捕鯨ボート数一覧 (1991~2006年)

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
捕獲数	0	1	2	0	0	0	0	2	2	2	2	2	1	0	1	1	16
ボート数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	-

出典：筆者の調査

連絡が流れる手順となっている。もちろん、鯨捕りたちは追跡方向の確認やボートの転覆に備えて、海上にも携帯電話を持参する。万が一の転覆に備えて携帯電話は厚目の防水ケースに入れてある。

筆者が聞いた限りでは、携帯電話を持つようになって以降、本章の冒頭で述べたような転覆事故は起こっていない。海上での緊急時に携帯電話がVHF無線と同様に役に立つのかどうかは現在のところ不明である。

手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞とヤス（あるいはショルダーガンとポンプランス）でギトウクジラを捕獲するという百数十年間不変の捕鯨法に携帯電話という最新技術が加わったベクウェイ島のギトウクジラ捕鯨。表1からわかるように携帯電話導入後も捕獲数は増加していない。見張りとの連絡、あるいは鯨捕り間での連絡は、携帯電話導入後、確かに便利にはなった。しかし、この最新技術は鯨を捕る技術の本質にはかかわっていないのである。

鯨捕りたちが手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに手投げ鉞とヤス（あるいはショルダーガンとポンプランス）という旧来の捕鯨法を用いる限り、ギトウクジラを捕りすぎることはない。より正確には捕れすぎることはないのである。なぜならば、一度捕獲に成功すれば、捕鯨ボートも捕鯨道具も傷み、修理が必要となる。また、鯨捕りたちにも休養が必要となる。加えて、鯨肉・脂皮の消費には一定期間が必要である。多く捕ったとしても、冷凍施設がないため、腐らすだけである。しかも、ギトウクジラがベクウェイ島の近海に回遊してくる時期は2月初旬から5月末までである。これらのことが総合されて、ベクウェイ島のギトウクジラ捕鯨は結果として資源の持続的利用となっているのである。この資源の持続的利用はモバイル時代となった今日でも不変である。

3. 「先住民生存捕鯨規則 2003」の制定

ベクウェイ島の鯨捕りたちは従来、国際捕鯨取締条約附表による捕獲枠（年間2頭から4頭⁴⁾）を遵守するだけで、それ以外は束縛されることなく自由に捕鯨に従事してきた。2002年まではベクウェイ島の捕鯨に関して国内的にはどんな規制や管理制度もなかった。捕鯨はギトウクジラがベクウェイ島の近くにやってきた時に始まり、捕獲枠が充足された時に終わっていた。基本的に彼らは発見したどんな鯨（たとえ、母仔連れであれ）の捕獲も試みていた。なぜならば、一度見逃せば次の機会は保証され

ていないからである。

ところが、2003年に国内的には初めての捕鯨管理規則が制定された。この「先住民生存捕鯨規則2003」について、筆者は以前に2003年6月に制定され、官報への公示を経て同年9月施行予定であると報告した（浜口2004:5）。しかしながら、官報への公示は2003年12月30日付けとなり、施行は2004年1月1日となった。規則の制定から官報への公示までの間に、前稿で取り上げた条項についていくらかの付加訂正がなされている。正確を期するために、本稿においては、改めて官報に公示された規則⁹⁾に基づいて、筆者が問題と考える条項、すなわち、①捕鯨許可証の発給、②仔鯨および母仔連れ鯨の捕獲禁止、を取り上げる。

3.1 捕鯨許可証の発給

第3条 捕鯨許可証

第2項 捕鯨キャプテンは有効な捕鯨許可証を所持していない限り捕鯨活動に従事してはならない。

第11条 捕鯨許可証に関する罪

第2項 何人も有効な捕鯨許可証を保持している捕鯨キャプテンの管理下にある捕鯨チームの一員でない限りいかなる捕鯨活動にも従事してはならない。

これらの条項（第3条第2項、第11条第2項）からセント・ヴィンセント国政府が捕鯨許可証を発給することによって捕鯨キャプテン（実際には銛手）を管理し、その捕鯨キャプテンを通して、捕鯨業全体を管理していこうとする意図を読み取ることができる。

従来は、鯨捕りとしての能力と人望および事業を維持できる資金力のある者が銛手となり捕鯨を取り仕切ってきた。例えば、現在の銛手の1人Bは1990年代前半、偉大なる銛手として賞賛されていたAの捕鯨ボートのクルーとして5年間経験を積み、自ら捕鯨ボートを建造して独立、その後、自ら銛手として捕鯨クルーを率いている。

銛手としての力量がなければ他のクルーを集められないし、人望がなければクルーをまとめ続けていけない。また、資金力がなければ捕鯨ボートを新造できないし、捕鯨事業の維持管理経費も払えない。

2000年7月に逝去した上述の偉大なる銛手Aから銛手の地位および捕鯨ボートを受け継いだ彼の養子Cは、単独では2001年シーズンのみ出漁できただけで、2002年以降、捕鯨クルーは解散してしまった。残念ながら、彼には捕鯨クルーをまとめきれぬ銛手としての力量と人望がなかったのである。

結局のところ、許可証があろうがなかろうが、能力と人望と資金力がなければ、銛手として捕鯨事業を管理運営していけないのである。

2006年現在、2人の銚手が2隻の捕鯨ボートを率いている。新規則からすればこの2人の銚手が捕鯨キャプテンとなり、いずれは捕鯨許可証の発給を受けることになるであろう（2005年3月現在、捕鯨許可証は発給されていなかった）。この2人については多分、既得権として捕鯨許可証が発給されるであろうから、それほど問題はないはずである。

問題は現在の捕鯨クルーの誰かが自らの捕鯨ボートを建造し、独立を図った時である（現在の2人の銚手もこのようにして独立してきたのである）。セント・ヴィンセント国政府は彼（ら）の適性をどう判断するのであるだろうか？

また、捕鯨許可証を持つ捕鯨キャプテンが捕鯨事業への新規参入を嫌って新規捕鯨許可証の発給に反対したならば、政府はどう対応するのであるだろうか？ 捕獲枠は年間4頭なので、新規参入は競争激化となる。捕獲物を等分したとしても、分け前は減る。一般的には、捕鯨関係者は新規参入を好まないはずである。

結局のところ、捕鯨業の管理というベクウェイ島の鯨捕りたちに任せておけばそれで済んだ問題にセント・ヴィンセント国政府が関与しはじめたため、地元で将来のトラブルの種を持ち込んだのである。

3.2 仔鯨および母仔連れ鯨の捕獲禁止

第2条 定義

「仔鯨」とは、胃の中に乳がある若い鯨をいう。「仔鯨を伴った雌鯨」とは、乳腺に乳があり、仔鯨を伴っている雌鯨をいう。

第6条 捕鯨期間

第3項 捕鯨チームの成員は仔鯨、あるいは仔鯨を伴った雌鯨を銚打ちしてはならない。

第4項 捕鯨チームの成員は最小限の大きさ以下の鯨を銚打ち、陸揚げ、解体処理してはならない。

第5項 本条第4項にいう「最小限の大きさ」とは上顎の先から測定された長さが26フィート以下のザトウクジラをいう。

この結果、少なくとも規則上はベクウェイ島の鯨捕りたちは仔鯨、仔鯨を伴った雌鯨および体長26フィート（7.9m）以下のザトウクジラを捕獲してはならなくなった。

ベクウェイ島の鯨捕りたちは1998年から2002年までの5年間、毎年2頭ずつザトウクジラを捕獲しているが（表1）、これらは全て母仔連れであった。これらの捕獲に対して反捕鯨国から批判があった際には「小さな鯨の胃の中に乳はなかったので、それは仔鯨ではない」（IWC 2000: 14-15）として批判をかわしてきたが、「体長26フィート以下のザトウクジラを捕獲してはならない」と規定した以上、この規則を遵守せよとの国際的な圧力は一層高まるであろう。「胃の中に乳が入っていない小さな鯨」を伝統的に捕獲してきたベクウェイ島の鯨捕りたちにとって厄介な規定ができてしまった。

実際のところ、ベクウェイ島の鯨捕りたちの技術からすれば母仔連れを捕獲するのが最適の方法なのである。1875/76年の創業以来、百数十年間そうであった。手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに手投げ鉞とヤス（あるいはショルダーガンとボンプランク）という捕鯨法では、最初に仔鯨に鉞打ちし、次に母鯨を鉞打ちするという母仔連れの捕獲が技術的に最適なのである。雄鯨は捕鯨ボートに追跡されれば、一目散に逃げていく。これに対して、母鯨は傷ついた仔鯨を守ろうとして絶対に逃走しない。その結果、最初に母鯨が仕留められ、次に仔鯨が仕留められるのである。西洋人の見地からすれば、母仔連れ鯨の捕獲はあるいはかわいそうかもしれないが、それが鯨捕りたちにとってザトウクジラ群にとって最適の捕獲法であったのである。

セント・ヴィンセント国政府が厳格に規則を適用するとするならば、ベクウェイ島の鯨捕りたちに無理を求めることになる。それは規則違反の隠蔽を生じせしめることになるかもしれない。見かけ上、規則違反を回避する最も簡単な方法は母鯨だけを捕獲し、仔鯨は逃がし、仔鯨を伴っていなかったとする方法である。母鯨を失った仔鯨は栄養を取れずにやがては死ぬ運命にある。

4頭という捕獲枠を母仔連れ鯨で充足すれば全体としてのザトウクジラ群から4頭間引くだけであるが、母鯨だけで充足すれば結果として8頭間引くことになる。ベクウェイ島の鯨捕りたちが捕獲対象としているザトウクジラ群は1万600頭程度と推定されているので（Smith et al. 1999: 20）、生物資源学的には4頭間引いても8頭間引いても問題はないが、仔鯨4頭を利用せずに殺してしまうのは資源の無駄遣いである。

セント・ヴィンセント国政府がゆるやかな規則の適用、あるいは規則を運用上、非適用とするのが、ベクウェイ島の鯨捕りたちにとっては望ましいことである。しかしながら、そうすれば反捕鯨国から厳しい批判にさらされるであろう。

結局のところ、セント・ヴィンセント国政府は、「先住民生存捕鯨規則 2003」を制定することによって、国内的にも国際的にもトラブルの種を背負い込んでしまったのである。

4. 新鯨類解体処理施設の建設

従来、ベクウェイ島において捕獲されたザトウクジラの解体作業はベクウェイ島の南1kmに位置する無人島プティ・ネイヴィス島（Petit Nevis）——ベクウェイ島から船外機付きボートで10分程度——の鯨類解体処理施設で行われてきた（写真1）。この施設は1961年に建設され、建設費用を負担した鉞手A他4兄弟の共有物とされてきた。

Aの存命中は共有者および相続人が鯨類解体処理施設使用料として鯨産物の配分を受けてきたが、Aの死後、土地の相続問題が生じ、2003年以降使用が不可能となった。その結果、新たな鯨類解体処理施設が必要となり、プティ・ネイヴィス島よりもベ



写真1 鯨類解体処理施設（プティ・ネイヴィス島）
（撮影：浜口 尚）

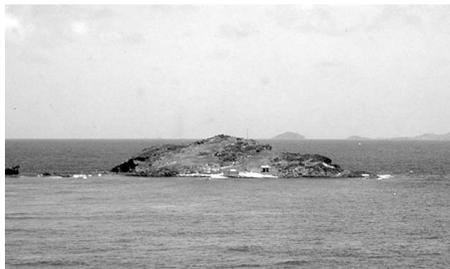


写真2 センプル・ケイ
（撮影：浜口 尚）

クウェイ島側に位置する小島センプル・ケイ（Semple Cay）——ベクウェイ島から船外機付きのボートで2分程度——に新鯨類解体処理施設の建設が始まった（写真2）。

センプル・ケイは1880年代に鯨類解体処理施設が立地していた小島でベクウェイ島からの移動は簡単、島は国有地のため土地所有権の相続問題に煩わされることもない。完全な施設が建設されていたならば、プティ・ネイヴィス島よりも捕鯨事業にとって有益になっていたかもしれない。ところがそうではなかった。

鯨捕りたちの計画では3万4000ECドル（136万円）⁶⁾の寄付を集めて、自力で周囲を完全に遮蔽した施設を建設する予定であったが、目標の半分以下の1万5000ECドル（60万円）しか集まらず、2003年は基礎部分を建設した程度で終わった（写真3）。この施設は1月から3月中旬までの2か月半の間に鯨捕りたちが建設したものであった。

2003年の捕鯨シーズンは3月中旬から始まり、3月29日に1頭のザトウクジラが捕獲された。翌日から解体作業が始まったが、解体処理施設の周囲に遮蔽物が全くないため、解体する傍らで鯨肉・脂皮をベクウェイ島から渡ってきた一部の人たち（多くは無職の若者）に盗まれ、しかも販売されてしまった。

鯨捕りたちは鯨肉・脂皮を1ポンド5ECドル（200円）で販売したが、その横で盗人に売られては商売にならない。2003年からは国際捕鯨取締条約附表による捕獲枠が4頭に増加したが（2002年までは2頭）、2003年は1頭捕獲した後、捕鯨を中止した。

ベクウェイ島の鯨捕りたちにとって、このような状況を打開し、捕鯨を安全確実に実施する唯一の方法は完全なる鯨類解体処理施設を建設することであった。そこで彼らは2002年に銛手Bを会長、もう一人の銛手Dを副会長、Bのイトコで高校教員Eを事務局長として捕鯨関係者で設立されたNGO団体、「ベクウェイ先住民捕鯨者協会」（Bequia Indigenous Whalers Association）（以下、「BIWA」と表記）を受け皿として鯨類解体処理施設建設に向けて外部資金の導入をめざした。彼らが求めたのは日本からの資金協力であった。

2005年2月、BIWA事務局長Eからセント・ヴィンセント国を管轄する在トリニダード・トバゴ日本国大使館あてにセンプル・ケイに鯨類解体処理施設を建設するこ



写真3 基礎部分のみが完成した鯨類解体処理施設（センプル・ケイ）

（撮影：浜口 尚）



写真4 日本の草の根無償資金協力で完成した鯨類解体処理施設（センプル・ケイ）

（撮影：歳原隆文）

との24万1614ECドル（966万4560円）の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」（Grant Assistance for Grass-roots Human Security Projects Program）（以下、「草の根無償資金協力」と表記）の申請書が提出された⁷⁾。

この草の根無償資金協力申請は在トリニダード・トバゴ日本国大使館によって承認され、2005年6月24日、ベクウェイ島においてBIWA会長Bと在トリニダード・トバゴ日本国大使館加藤重信大使との間で鯨類解体処理施設建設にかかる無償資金協力の調印式が挙行され、総額8万9486米ドルの無償資金協力が実施されることになった⁸⁾。

本無償資金協力を受けて、中断されていたセンプル・ケイの鯨類解体処理施設の建設は銚手Bほか鯨捕りたちの手で再開され、同施設は2006年の捕鯨シーズン開始までに完成した（写真4）。

2006年4月9日、1頭のザトウクジラが銚手Dによって最初に銚打ちされ、銚手Bによって撃たれたボンプランスによって仕留められた。この捕獲されたザトウクジラは完成したセンプル・ケイの鯨類解体処理施設で早速解体処理がなされ、鯨肉・脂皮は地域住民に販売された。2003年のように炎天下で解体処理の全過程がなされることもなく、また鯨肉・脂皮が解体途中で盗まれることもなかった。すなわち、安全かつ衛生的に解体処理がなされたのである。

筆者は1991年に初めて現地に入り、その後の現地調査⁹⁾の過程でプティ・ネイヴィス島にあった旧鯨類解体処理施設の老朽化の弊害を見聞きしてきただけに、この新しい鯨類解体処理施設の完成は鯨捕りたちおよび地域住民に大きな活力を与えたと考えている。日本的な言葉で表現すれば、「地域の活性化」である。日本のODA援助については地元に対するマイナス面も語られることもあるが、このセンプル・ケイの鯨類解体処理施設に対する草の根無償資金協力はベクウェイ島の鯨捕りたちの自立的な活動の促進に貢献し、また地域住民への安全で衛生的な鯨肉・脂皮の販売に寄与しているのである。

以下、関連事項としてこの草の根無償資金協力を取り巻くセント・ヴィンセント国

の政治状況を記しておく¹⁰⁾。

上述の草の根無償資金協力の申請、採択においてBIWA事務局長Eの果たした役割は大きかった。申請当時、高校教員だったEは事務処理および文章作成能力に長けており、現地の捕鯨関係者の中で唯一セント・ヴィンセント国政府関係者ならびに日本国政府（在トリニダード・トバゴ日本国大使館）関係者と交渉できる人物であった。

本案件が在トリニダード・トバゴ日本国大使館によって承認された後、BIWA事務局長Eは2005年12月に実施されたセント・ヴィンセント国総選挙に際してベクウェイ島を含む選挙区（北グレナディーン諸島区）から与党ULP（Union Labour Party）の候補者として出馬し、野党NDP（New Democratic Party）の候補者に647票対1,855票という大差で敗れた。

しかしながら、彼は総選挙後、ゴンザルベス首相によって政府内に新設されたグレナディーン諸島問題局次長（Deputy Director of Grenadines Affairs）に任命され、政府におけるベクウェイ島を含むグレナディーン諸島一帯の諸問題に関わる窓口となった。また、彼は2006年6月にはセントキッツ・ネイヴィスで開催された第58回国際捕鯨委員会年次会議にセント・ヴィンセント国政府代表団の一員として参加している。

ベクウェイ島はNDPを創設し、1986年から2000年末まで首相を務めたミッチェル元首相の生誕地・居住地であり、政界から引退したとはいえ、ベクウェイ島におけるミッチェル元首相の影響力は現在でも圧倒的である。2005年12月の総選挙においては、ULPが全15議席中12議席を獲得、NDPに圧勝したが、NDPが確保した3議席中、北グレナディーン諸島区のみが与党候補に3倍近い票差をつけた圧勝だったのである（残りの2選挙区は40票差と259票差の僅差であった）。

銚手B（BIWA会長）をはじめとしてBIWA関係者は事務局長Eを除いて熱心な親ミッチェル、親NDPである。銚手BとBIWA事務局長Eはイトコ同士で、道を隔てて徒歩1分もかからない隣接地に居住しているが、2005年の総選挙に際して銚手BはNDP候補に投票すると筆者に語っていた。

野党議員時代に辣腕弁護士として各労働組合の顧問となり、ゼネストを指揮、2001年の繰り上げ総選挙に勝利、政権を獲得したゴンザルベス首相であるが¹¹⁾、そのゴンザルベス首相率いる政権与党ULPのベクウェイ島切り崩しの橋頭堡的存在がBIWA事務局長（グレナディーン諸島問題局次長）Eなのである。Eに文書事務管理能力、政治的繋がりがあったからこそ、野党NDPの金城湯池の地ベクウェイ島において、日本の草の根無償資金協力を得て、新鯨類解体処理施設の建設という鯨捕りたちの長年の願望が成就されたのであった。

それはまた、E自身の個人的野心、ゴンザルベス首相の政治的思惑、そして日本国政府の国際捕鯨委員会対策が微妙かつ複雑に混ざり合った結果でもあったのである。

5. おわりに

以下、本稿で考察した3点についてまとめておく。

- ① ベクウェイ島の捕鯨においては、高台の見張りから鯨捕りたちへの連絡に携帯電話を使用するモバイル時代が到来した現在でも、手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートでザトウクジラを追い、手投げ鉾とヤス（あるいはショルダーガンとボンブランス）で仕留めるといった基本的な捕鯨法は不変である。鯨捕りたちがこの旧来の捕鯨法を用いる限り、彼らが意図しているか否かは別として、ザトウクジラを捕りすぎることはないし、また、捕れすぎることもない。その理由は次のとおりである。一度捕獲に成功すれば、ボートも道具も傷み、修理が必要となる。また、鯨捕りたちにも休養が必要となる。加えて、鯨肉・脂皮の消費には一定期間が必要である。しかも、ザトウクジラがベクウェイ島の近海に回遊してくる時期は2月初旬から5月末までである。これらのことが総合されて、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は結果として資源の持続的利用となっているのである。それはモバイル時代となった今日でも不変である。
- ② 捕鯨のリーダーである捕鯨キャプテンへの捕鯨許可証の発給など「先住民生存捕鯨規則 2003」の厳格な施行は、鯨捕りたちの間に不必要な軋轢をもたらす恐れがある。本稿で指摘したように、鯨捕りとして能力、捕鯨クルー全員をまとめられる人望、それに捕鯨ボートを建造し、事業を維持管理しうる資金力のある者のみが捕鯨のリーダーになれた（る）のである。今日までベクウェイ島の捕鯨事業はこれらの3要素を充足しうる者にも受け継がれてきた。それは今後も同じであろう。捕鯨許可証の有無にかかわらず、これらの3要素のうちひとつでも欠ければ、捕鯨のリーダーには成りえず、事業を維持しえないのである。結局のところ、捕鯨許可証は不必要なのである。また、仔鯨、母仔連れ鯨の捕獲禁止規定などはやめたほうがよい。現在の捕鯨技術（捕りすぎない、捕れすぎない技術）からすれば、母仔連れ鯨の捕獲が最適であり、資源の有効利用となっているのである。反捕鯨国の感情的反発に迎合した中途半端な管理政策は、管理できなかった場合、かえって強い批判を引き起こす。資源管理上は、捕獲枠（5年間で20頭、年間4頭）を遵守すれば事足りるのである。小規模地域捕鯨の管理は鯨捕りたちに任せておけば十分なのである。
- ③ 炎天下の鯨類解体作業は鯨捕りたちの安全面、あるいは鯨肉・脂皮の衛生面からも不適切である。また、鯨体の完全利用の見地からも同様である。日本の草の根無償資金協力を活用して、ベクウェイ島サンプル・ケイに新鯨類解体処理施設が完成したことは非常に有意義である。これで鯨捕りたちは灼熱の太陽、カリブ海の荒波、

鯨肉・脂皮の横取りを企む不心得者に解体作業を妨げられることなく安全に作業に従事できる。また、屋内での解体作業は鯨肉・脂皮の衛生的な管理に役立ち、地域住民に対しては安心・安全な鯨産物を供給することができるのである。加えて十分な鯨類解体処理施設は鯨体の完全利用を可能にし、資源の有効利用に通じるのである。この鯨類解体処理施設への資金協力がベクウェイ島の鯨捕りたちへの日本からの初めての直接的な財政支援である¹²⁾。現地の実情を知る筆者にとって、実際に役立つこの支援はうれしい限りである。今後、末永くこの鯨類解体処理施設が有効に活用されることを願って本稿を終えたい。

注

- 1) 現地調査は1991年2月、1993年3月、1994年5月、1997年3月、1998年3月、2000年8月、2001年3月、2003年8月、2005年3月に実施した。
- 2) AT&T, Cable and Wireless, Digicellの3社である。
- 3) 2005年3月現在、銚子B率いる捕鯨クルー6人中、3人が携帯電話を所持していた。
- 4) 1988年から1993年までは年間捕獲枠3頭、1994年から2002年まで同2頭、2003年から2007年まで同4頭である（浜口2003: 410-413）。
- 5) *Saint Vincent and the Grenadines Statutory Rules and Orders*, 2003 No. 42. Gazetted 30th December, 2003. *Aboriginal Subsistence Whaling Regulations*, 2003.
- 6) IEC (East Caribbean) ドル = 40~45円。本稿においては40円で換算。
- 7) 2005年3月、BIWA事務局長宅において申請書および工事見積書の写しを閲覧、事務局長の了解を得たうえで、フィールドノートに転写した。日本の在外公館が公表しているNGO向けの無償資金協力に関する説明書によれば、草の根無償資金協力の場合、供与額が1000万円未満は在外公館での審査、1000万円以上の場合外務省および財務省の審査となる（12 May 2005 <<http://www.ph.emb-japan.go.jp/japaneseweb/ngo-3.htm>>）。
- 8) 在トリニダード・トバゴ日本国使館がホームページ上に公表した2005年6月24日付け最新ニュースによる（“Japan assists in the restoration of the Whaling Station in Bequia.” 26 July 2006 <<http://www.tt.emb-japan.go.jp/st-vincent-the-grenadines/whaling-station-bequia.htm>>）。この8万9486米ドルという数字は、申請額24万1614ECドルを2.7ECドル = 1米ドル（当時の実勢レートにほぼ近い）で換算した金額と考えられる。
- 9) 注1) 参照。
- 10) セント・ヴィンセント国の政治状況については、同国の日刊紙 *The Herald*（2006年時点で既に廃刊）および週刊紙 *Searchlight* のインターネット版を参考にした。
- 11) ミッチェル元首相とゴンザルベス現首相との政治的確執については以前に報告したことがある（浜口2004: 3-4）。
- 12) セント・ヴィンセント国においては首都キングスタウンのあるセント・ヴィンセント島の風下側海岸のほぼ中央部に位置する漁村バルリー（Barrouallie）でもコビレゴンドウを主対象とする小型鯨類捕鯨が行われている（浜口2006）。2005年3月、この捕鯨に対しても小型鯨類引き揚げ用傾斜路の新設および既存施設の小型鯨類加工場への改築を目的として青年海外協力隊の活動経費から9万2847.50ECドル（約371万3900円）の資金協力がなされた（*Searchlight*, March 4, 2005）。

文 献

Adams, John Edward

- 1971 Historical Geography of Whaling in Bequia Island, West Indies. *Caribbean Studies* 11(3): 55–74.

IWC (International Whaling Commission)

- 2000 Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 1999*, pp. 7–50.
- 2003 Chair's Report of the 54th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2002*, pp. 5–53.

Price, Wm. Stephan

- 1985 Whaling in the Caribbean: Historical Perspective and Update. *Report of the International Whaling Commission* 35: 413–420.

Smith, T. D. et al.

- 1999 An Ocean-Basin-Wide Mark-Recapture Study of the North Atlantic Humpback Whale (*Megaptera novaeangliae*). *Marine Mammal Science* 15(1): 1–32.

浜口 尚

- 2003 「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島におけるザトウクジラ資源の利用と管理」岸上伸啓編『海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』（国立民族学博物館調査報告 46）pp. 401–417, 大阪：国立民族学博物館。
- 2004 「カリブ海, セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨—2003年の2大変化をめぐって—」『和歌山地理』24: 1–8。
- 2006 「カリブ海, セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国セント・ヴィンセント島における小型鯨類捕鯨—その歴史, 現況および課題について—」『園田学園女子大学論文集』40: 63–71。